

○長野市重度心身障害児福祉年金条例

昭和58年3月30日長野市条例第8号

改正

昭和59年3月30日条例第17号

昭和61年3月29日条例第9号

昭和63年6月30日条例第25号

平成元年3月30日条例第12号

平成2年3月30日条例第11号

平成3年3月30日条例第12号

平成4年3月30日条例第10号

平成4年6月30日条例第39号

平成5年3月30日条例第12号

平成7年3月30日条例第10号

平成8年9月27日条例第37号

平成9年3月27日条例第8号

長野市重度心身障害児福祉年金条例

長野市重度心身障害児福祉年金条例(昭和41年長野市条例第63号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、障害児の保護者に対し、重度心身障害児福祉年金(以下「年金」という。)を支給し、もつて福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害児 市内に居住する20歳未満の者(就学、治療、訓練等のため一時的に市内に居住するものを除く。)で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 第1種障害児 療育手帳交付要綱(昭和50年長野県告示第192号。以下「県要綱」という。)の規定に基づく障害の程度(総合判定)A又は身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「令」という。)別表第5号に定める1級から3級までに該当する程度の障害がある者(ウに該当する者を除く。)

イ 第2種障害児 県要綱の規定に基づく障害の程度(総合判定)B又は令別表第5号に定める4級に該当する程度の障害がある者(ウに該当する者を除く。)

ウ 第3種障害児 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第17条の規定による障害児福祉手当の受給者

(2) 保護者 市内に6月以上居住する親権者、後見人その他の者で、障害児を現に保護するものをいう。

(年金の額)

第3条 年金の額は、障害児1人につき次のとおりとする。

区分	金額(年額)
第1種障害児	135,000 円
第2種障害児	99,000
第3種障害児	33,000

(受給資格の認定)

第4条 年金の支給を受けようとする者は、年金の受給資格について市長の認定を受けなければならない。

(支給方法)

第5条 年金は、前条の規定による認定を受けた者(以下「受給者」という。)で、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に定める時期に支給する。

(1) 7月1日に受給資格を有する者 9月

(2) 1月1日に受給資格を有する者(前年の9月に年金の支給を受けた者を除く。) 3月

2 前項の場合において、前条の規定による認定の申請が7月1日以前に行われたものであるときは9月支給分から、7月2日から翌年の1月1日までの間に行われたものであるときは3月支給分から、1月2日以後に行われたものであるときは9月支給分から支給する。

(支給の制限)

第6条 市長は、受給者が次の各号の一に該当するときは、年金の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 障害児の保護を怠っていると認められるとき。

(2) 第10条の規定に違反したとき。

(受給資格の喪失)

第7条 受給者は、次の各号に掲げる事由が生じた日の翌日に年金の受給資格を喪失する。

(1) 受給者又は障害児が死亡したこと。

- (2) 受給者又は障害児が市外へ転出したこと。
- (3) 障害児が法第17条第2号に規定する施設に入所したこと。
- (4) 障害児が第2条第1号に規定する障害児に該当しなくなったこと。
- (5) 受給者が障害児を現に保護しなくなったこと。

(受給者の義務)

第8条 受給者は、この条例の目的に従い、障害児の保護に努めなければならない。

(年金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により年金の支給を受けた者に対し、既に支給した年金の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第10条 年金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の長野市重度心身障害児福祉年金条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき年金の受給資格の認定を受けている者は、改正後の長野市重度心身障害児福祉年金条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく年金の受給資格の認定を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき年金の受給資格の認定申請をしている者については、従前の例により認定するものとする。この場合において、その認定を受けた者は、新条例の規定に基づく年金の受給資格の認定を受けたものとみなす。

附 則(昭和59年3月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月29日条例第9号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年6月30日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長野市重度心身障害児福祉年金条例の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成元年3月30日条例第12号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月30日条例第11号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月30日条例第12号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月30日条例第10号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年6月30日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月30日条例第12号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月30日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長野市重度心身障害児福祉年金条例(中略)の規定は、平成7年9月支給分の重度心身障害児福祉年金(中略)から適用し、同年3月支給分までの重度心身障害児福祉年金(中略)については、なお従前の例による。

附 則(平成8年9月27日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長野市重度心身障害児福祉年金条例(中略)の規定は、平成8年9月支給分の重度心身障害児福祉年金(中略)から適用し、同年3月支給分までの重度心身障害児福祉年金(中略)については、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月27日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長野市重度心身障害児福祉年金条例(中略)の規定は、平成9年9月支給分の重度心身障害児福祉年金(中略)から適用し、同年3月支給分までの重度心身障害児福祉年金(中略)については、なお従前の例による。